

御 中
 檢 事 局
 裁 判 所

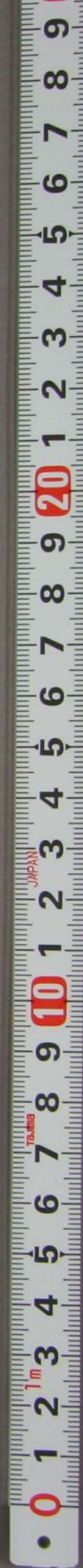
明治二十七年一月九日
 司法次官 清浦奎吾

司法省庶第一號
 司法省處務細則別冊ノ通改定セラレ候ニ付爲御心得及通牒
 候也

114
 A 508

大六
 限
 候
 寄
 附

1925



中
司
事
錄
中
錄
中

同省大官 審判全書

明治二十一年一月六日

封

同省大官 審判全書

同省大官 審判全書

208

司法省庶第四九號

各局課

司法省處務細則別冊ノ通改正ス
右訓令ス

明治廿六年十二月廿八日

司法大臣 芳川顯正

司法省處務細則

明治二十六年
二月廿六日
改正

第一條 司法省の事務は、司法大臣の指揮監督するに依りて、之を掌する。

第二條 司法省の事務は、司法大臣の指揮監督するに依りて、之を掌する。

第三條 司法省の事務は、司法大臣の指揮監督するに依りて、之を掌する。

第四條 司法省の事務は、司法大臣の指揮監督するに依りて、之を掌する。

第五條 司法省の事務は、司法大臣の指揮監督するに依りて、之を掌する。

第六條 司法省の事務は、司法大臣の指揮監督するに依りて、之を掌する。

第七條 司法省の事務は、司法大臣の指揮監督するに依りて、之を掌する。

第八條 司法省の事務は、司法大臣の指揮監督するに依りて、之を掌する。

第九條 司法省の事務は、司法大臣の指揮監督するに依りて、之を掌する。

第十條 司法省の事務は、司法大臣の指揮監督するに依りて、之を掌する。

第十一條 司法省の事務は、司法大臣の指揮監督するに依りて、之を掌する。

第十二條 司法省の事務は、司法大臣の指揮監督するに依りて、之を掌する。

第十三條 司法省の事務は、司法大臣の指揮監督するに依りて、之を掌する。

第十四條 司法省の事務は、司法大臣の指揮監督するに依りて、之を掌する。

第十五條 司法省の事務は、司法大臣の指揮監督するに依りて、之を掌する。

第十六條 司法省の事務は、司法大臣の指揮監督するに依りて、之を掌する。

第十七條 司法省の事務は、司法大臣の指揮監督するに依りて、之を掌する。

第十八條 司法省の事務は、司法大臣の指揮監督するに依りて、之を掌する。

第十九條 司法省の事務は、司法大臣の指揮監督するに依りて、之を掌する。

第二十條 司法省の事務は、司法大臣の指揮監督するに依りて、之を掌する。



司法省處務細則
 第一編 通則
 第一條 本則中各局課トアルハ大臣官房中ノ各
 課並ニ民刑局ヲ合稱ス
 局課長トアルハ前項ノ各局課長ヲ總稱ス
 此通則中局課局長ニ關スル規程ハ特ニ例外
 ナ掲クルノ外參事官秘書官及書記官ニモ之ヲ
 適用ス
 第二條 局課長ハ局課中一切ノ事務ヲ掌理シテ
 局課員ヲ監督指揮シ書冊ノ整理執務ノ順序方
 法ヲ指示シ勤怠ヲ視察スルノ責ニ任ス
 第三條 局課長ハ其局課員ノ職務ニ忠勤ヲス
 秘事緘默ニ慎密ナラサルコトアルトキハ其輕

大正十一年四月
 大隈侯爵郵寄贈

第一編 通則
 第二編 局課分掌
 第一章 大臣官房
 第一節 秘書課
 第二節 職員課
 第三節 庶務課
 第四節 會計課
 第二章 民刑局
 ○ 附屬簿冊式(從前通)

微ナルモノハ先ツ告戒ヲ加ヘ其重大ナルモノ
 又ハ告戒スルモ尙改心セサルモノハ大臣又ハ
 次官ニ具申ス可シ
 第四條 屬員ハ局課長ノ指揮命令ニ從ヒ書冊ノ
 整理保管執務ノ順序方法ヲ遵守シ紛雜稽滯無
 キヲ期シ事務繁劇ナルトキ又ハ至急ヲ要スル
 事件アルトキハ執務時限外ト雖モ其事ニ從フ
 可シ
 第五條 事務ニ緩急難易ノ別アリト雖モ受領セ
 シ事件ハ即日處理スヘキコトニ注意シ其難件
 ト雖モ七日ヲ過クルヲ得ス
 第六條 前項ノ期限内ニ處理シ能ハサル事件ニ
 付テハ豫メ上官ニ延期ヲ乞ヘシ

第七條 大臣若クハ次官ヨリ特別ニ命令アル事
 件ニ付テハ前條ノ限ニ在ラス
 第八條 局課長ハ屬員中ニ於テ往復主任ヲ命シ
 文書ノ受授ヲ明ニシ又事務整理ノ爲メ便宜部
 ナ分ツコトヲ得
 第九條 各局課ハ左ノ簿冊ヲ備フ
 一 日記
 二 日記索引簿
 三 文書配付録
 四 文書遞付録
 五 既済未済件數表
 六 未済事件録
 七 文書再呈日記

日記ハ文書ヲ受領セシヨリ結了ニ至ル迄ノ取扱順序ヲ精密ニ登録ス(簿冊式第一號)
日記索引簿ハ日記ニ登録セル事件中他日ノ参照例規トナル可キ事柄ノ所在ヲ見出スノ便ニ供ス(簿冊式第二號)
文書配付録ハ局中各課若クハ課中各部ニ配付スル文書ノ番號ヲ記載シテ其受領ヲ證セシム(簿冊式第三號)
文書遞付録ハ他ノ局課若クハ省外へ送付ス可キ文書ノ番號ヲ記載シテ其受領ヲ證セシム(簿冊式第四號)
既濟未濟件數表ハ每月取扱タル處ノ件數中越高受高及ヒ既濟未濟ノ各件數ヲ區別シテ登載

ス(簿冊式第五號)
未濟事件録ハ毎月十六日ニ於テ之レヲ取調前月三十一日以前受理セシモノ、中未濟ニ係ル事件ノ要領ヲ掲ケ以テ延滞ノ事由ヲ詳ニス(簿冊式第六號)
文書再呈日記ハ局課長ヨリ一時下付シタル文書ヲ再呈ス可キ時日等ヲ見出スノ便ニ供ス(簿冊式第七號)
第十條凡ソ文書ニ附記スル番號ハ一年ヲ以テ限リトシ毎年之ヲ新ニス可シ
第十一條局課長ハ大臣次官又ハ庶務課長其他ヨリ文書ヲ受領シタルトキハ往復主任ヲシテ日記登録等ノ手續ヲ爲サシム可シ

第十二條 局課長調査濟ノ成案ニシテ大臣次官ノ決裁ヲ經可キモノハ庶務課長ヘ回付ス可シ

第十三條 大臣次官ノ決裁ヲ要セス局課長ノ名ヲ以テ發ス可キ成案ハ其發送ス可キ淨書ヲ添付シテ庶務課ヘ回送ス可シ

第十四條 成案及ヒ翻譯ノ原稿其他臨時謄寫セシム可キ文書十葉以上ナルトキハ該書ニ其謄寫ヲ要ス可キ旨ヲ附記シ庶務課長ヘ回付ス可シ

但十葉以下ト雖モ局課長ヨリ特別ノ請求アリ庶務課長ニ於テ其必要ヲ認ムルモノハ本文ニ同シ

第十五條 往復主任ハ庶務課ニ於テ文書發送ノ

手續ヲ爲シ其原案ヲ返却シ來リタルトキハ速ニ終了ノ旨ヲ日記ニ登録シテ簿冊ニ編綴ス可シ

第十六條 凡テ終了ノ文書ハ每一ケ年中二回ニ取經メ之レニ番號件目ヲ掲ケ一月ヨリ六月迄ノ分ハ其年十二月迄ニ庶務課ヘ回付ス可シ

但會計課ノ文書ニシテ會計検査院ノ検査ヲ經ヘキモノハ其検査終了ノ上回付ス可シ

第十七條 局課長ハ毎月既濟未濟件數表及ヒ未濟事件録ヲ次官ヘ提出ス可シ

前項ノ書類ハ事務年表ノ材料トシテ民刑局ニ保存ス可シ

第十八條 疾病事故アリ欠勤スルトキハ高等官ハ大臣へ判任官ハ局課長へ届書ヲ提出ス可シ但疾病ノ爲メ欠勤ノ日數七日以上ニ涉ルトキハ醫案ヲ添へ更ニ届出可シ

第十九條 處務時限ノ外到來スル文書受付等ノ爲メ屬員ヲシテ順次宿直セシム

第二編 局課分掌

第一章 大臣官房

第二十條 大臣官房ニ秘書職員庶務會計ノ四課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

第一節 秘書課

第二十一條 秘書課ハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 機密文書ニ關スルコト

二 機密事務ニ關スルコト

三 大臣次官ノ官印及省印ヲ管守スルコト

四 雇外國人ノ身分ニ關スルコト

第二十二條 大臣ヨリ下付シタル文書ノ秘書課ノ事務ニ屬セサルモノ若クハ機密ヲ要セサルモノハ之ヲ庶務課長ニ送付シ其職員進退ニ關スル機密ノ文書ハ直ニ職員課長ニ送付スヘシ

第二十三條 機密ニ涉ル文書ヲ發送スルハ封緘シテ番號ヲ附記シ之ヲ庶務課へ送付スヘシ

第二節 職員課

第二十四條 職員課ハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 官吏ノ進退身分ニ關スルコト

二 裁判所附屬吏員及辯護士ノ身分ニ關スルコト

ト
 三 判事 檢事 登用 試驗 文官 普通 試驗 裁判 所 書記
 登用 試驗 辯護 士 公證 人 及 執達 吏 ノ 試驗 ニ 關
 スル コト
 四 判事 檢事 ノ 出張 ニ 關スル コト
 五 裁判 所 ノ 設立 廢止 及 管轄 區域 並 其 變更 ニ 關
 スル コト
 六 傭員 採用 解雇 ニ 關スル コト
 第二十五條 大臣 次官 ヨリ 下付 シタル 文書 又ハ
 秘書 課 ヨリ 受領 シタル 文書 ハ 審査 立案 ノ 上直
 ニ 大臣 次官 ノ 決裁 ナ 乞フ 可シ
 第二十六條 機密 ナ 要ス 可キ 文書 ノ 發送 ハ 封緘
 シテ 日記 ノ 番號 ナ 附記 シ 庶務 課 ニ 回送 ス 可シ

第三節 庶務 課
 第二十七條 庶務 課 ハ 左ノ 事務 ナ 掌理 ス
 一 公文 書類 及 成案 文書 ノ 接受 發送 ニ 關スル コ
 ト
 二 文書 ノ 淨寫 ニ 關スル コト
 三 官報 掲載 ニ 關スル コト
 四 公文 書類 ノ 編纂 保存 ニ 關スル コト
 五 各局 課 ノ 主掌 ニ 屬セサル コト
 第二十八條 庶務 課 ハ 通則 ニ 掲クルモノ、外 左
 ノ 簿冊 ナ 備フ
 一 原書 返付 録
 二 文書 交付 録
 三 印刷 物 遞付 録

四 淨寫用紙受拂簿
 五 記録出納簿
 六 記録目録
 七 記録件名索引簿
 原書返付録ハ文書發送ノ手續ヲ了シタル後其
 原案ヲ主務ノ各局課ニ返付シタルコトヲ證ス
 ルモノトス
 文書交付録ハ大臣若クハ次官へ提出ス可キ成
 案ノ番號ヲ誌シ以テ檢出ノ便ニ供シ又之レヲ
 淨寫ノ爲メ寫字員へ交付シタルコトヲ證スル
 モノトス
 印刷物遞付録ハ印刷ニ付ス可キ文書ヲ會計課
 ニ送付シタルコトヲ證スルモノトス

淨寫用紙受拂簿ハ日々寫字員用紙受拂ノ數ヲ
 舉ク
 記録出納簿ハ課外ニ記録ヲ貸付シタルコトヲ
 證スルモノトス
 記録目録ハ編成シタル記録ノ件名卷數年月等
 ナ記録スル爲メ之ヲ設クルモノトス
 記録件名索引簿ハ其件名ヲ見出スコトヲ便捷
 ナラシムル爲メ之ヲ登記スルモノトス
 第二十九條 本省ニ到達スル文書ハ總テ本課ニ
 接受シ課長之ヲ取纏メ親展ノ記號アル封書ヲ
 除クノ外即時開封シテ各主掌ノ局課へ送付ス
 可シ
 親展ノ記號アル封書中大臣ニ宛タルモノハ之

ヲ秘書課長ニ送付シ其他ハ宛名ノ各員ヘ送付スヘシ

第四節 會計課

第三十條 會計課ハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 本省所管ノ經費及諸收入ノ豫算決算其他會計ニ關スルコト

二 本省所管ノ官有財産及物品ニ關スルコト

三 保管金雜部金ノ收支及領置物品ノ出納ニ關スルコト

四 廳内取締ニ關スルコト

五 雇人使役監督ニ關スルコト

第三十一條 會計課ノ簿册ハ通則ニ掲クルモノ

外 大藏大臣ノ定ル所ニ依リ其他ノ簿册ハ課

長之レヲ定ルコトヲ得

第三十二條 會計課ハ豫算取調上必要ナリト認

ルトトキハ他ノ局課ニ通牒シテ調書ヲ徵集スル

コトヲ得又豫算其他計算ニ關スル事項ハ各局

課ノ協議ニ與ルモノトス

第二章 民刑局

第三十三條 民刑局ハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 民法民事訴訟法及ヒ民事ノ裁判所構成ニ關

スルコト

二 刑法刑事訴訟法及ヒ刑事ノ裁判所構成ニ關

スルコト

三 商法登記法辯護士公證人執達吏ニ關スル規

則其他諸般ノ法令ニ關スルコト

明治廿四年九月十日 決裁

参事官室

大正十一年四月
隈侯爵郵寄贈

省務處理上御決裁ノ事件并ニ分任ノ事件大略
左記ノ通御決定相成可然哉仰高裁

大臣決裁ノ件目

- 一 特赦及復権ノ上奏
- 一 官吏華族帶勲有位者犯罪處分ニ関スル上奏
- 一 死刑執行ノ命令
- 一 法律及勅令案
- 一 省令及告示
- 一 公安ノ爲メ裁判管轄ヲ移スニ付檢事総長ノ命令
- 一 外國在留者ノ呼出并ニ取調ニ関スル照會
- 一 法律ニ関スル訓令照會又ハ回答ニシテ例規

司法省

人

此一項ハ大臣
決裁ノ部ニ入
ルニシ
⑥

一 十キモノ
一 犯罪事件ノ處分ニ関スル訓令照會又ハ回答
但重要ナルモノニ限ル
一 重要ナル報告上申

總務局長ハ委任ノ件目

一 非常上告再審ノ訴及管轄裁判所ノ指定ニ付
檢事総長ヘノ命令

一 法律ニ関スル訓令照會又ハ回答ニシテ例規
アルモノ

一 犯罪事件ノ處分ニ関スル訓令照會又ハ回答
但ニ重要ナルモノヲ除ク

一 報告上申但重要ナルモノヲ除ク

參事官ハ委任ノ件目

此一項ハ總務
局長ハ委任ノ
部ニ入ルニシ
⑥

一 假出獄免幽閉監視假免ノ許否

一 帶勲者恩給受領者医師獸医ノ犯罪及議員撰
舉ニ関スル犯罪ニ付裁判所其他ノ官廳トノ
往復但シ司法大臣ノ名義ヲ以テスルモノヲ
包含ス

一 例規アル報告上申ニシテ別段ノ處分ヲ要セ
ザルモノ

一 擔當事務ノ取調ニ付裁判所其他ノ官廳トノ
往復

前各項ノ事件ト雖モ前例ニ依リ難キ場合又
ハ省議ヲ定ムル必要アル場合等ニ於テハ大
臣又ハ總務局長ノ決裁ヲ經ルヲ要ス

司法省

人

民刑局記録掛事務分掌

- 一 統計報告ニ関スル省令訓令案ヲ草シ其他各表式ニ関スル一切ノ事項
- 二 裁判所及檢事局現在員明細表ヲ調査スル
- 三 司法省所轄人員、地所、建物及本省所管經費其他内閣へ送致スル材料ヲ調製スル
- 四 司法省沿革略誌ヲ編輯スル
- 五 法律勅令省令等ノ改廢ヲ標記スル
- 六 各裁判所事務ノ分配、部長及部員ノ配置代理ノ順序并ニ開廷日割等ヲ調査スル
- 七 裁判所及檢事局書記規則ニ関スル
- 八 既決犯罪事件通知手續ニ関スル

民刑事統計材料ヲ除ク

九特赦後ノ犯罪人名ヲ調査スル

十商事會社ノ登記ニ関スル結果ヲ調査スル

十一大藏省ヘ報告スヘキ登録稅手數料等ヲ調査スル

十二内務省ヘ報告スヘキ民刑事項其他ノ材料ヲ

調査スル

十三司法一斑ヲ調製スル

十四臨時命ヲ受ケ各種ノ統計ヲ製スル

十五民事統計年報ヲ調製スル

十六登記統計年報ヲ調製スル

十七刑事統計年報ヲ調製スル

十八訴件月報集合簿及裁判所檢事局取扱件數平均表其他民刑事事件數増減表等ヲ調製スル

十九訴件月報ニ依リ毎月官報掲載ノ材料ヲ調製スル

明治廿四年九月廿四日決議

職負課ノ事務ハ各局課ト等シク事ノ輕重ヲ
斟酌シテ文案ニ甲乙ノ印ヲ捺シ甲印ハ大臣
ノ決ヲ請ヒ乙印ハ次官總務局長ノ決印ニテ
之ヲ決行致シ未候処裁判所構成法實施以來
事務ヲ増加セシノミナラス今般官制ノ改正
ニ付テ當課ノ事務ヲ増加セラル就テハ之ヲ
渋滞ナク敏活ニ處理スルハ手數ヲ省クノ外
途ナカルヘシ依テ課務ノ要項ヲ大別シテ甲
乙丙トシ甲ノ部ハ大臣ノ決裁ヲ請ヒ乙ノ部
ハ次官ノ決印ニテ之ヲ決行シ丙ノ部ハ課長
直チニ決行スルモノト定メラル、ニ於テ處

理上ノ便宜不尠事卜考量候間別紙區別ノ
通被定度此改仰高裁

別紙

甲之部

- 一 職員ノ進退身分ニ關スル上奏
- 一 大審院判事、檢事、控訴院判事、檢事ノ補職
- 一 地方裁判所長、同、檢事、正地方裁判所部長、同、判事、
檢事、區裁判所判事、檢事ノ補職
- 一 地方裁判所檢事ノ擢擢
- 一 奏任官ノ進級
- 一 試驗委員取調委員ノ命免
- 一 本省高等官ノ分課

3

- 一 高等官休職、退職、非職復職
- 一 高等官他官廳ニ轉任ニ關スル回答
- 一 裁判所及檢事局職員ノ増減ニ關スル件
- 一 判事、檢事書記長ノ管内巡回及臨時出張并出京
ニ關スル伺
- 一 高等官死亡
- 一 高等官恩給ニ關スル願
- 一 代官人并公證人規則ニ關スル伺 (先例ナキモノ)
- 一 新規代言免許願
- 一 公證人願
- 一 高等官懲戒處分ニ關スル件

乙之部

- 一 區裁判所監督判事ノ命免

- 一 豫審掛ノ命免
- 一 仕拂命令官代理ノ命免
- 一 判任官任免轉官
- 一 同非職復職
- 一 同進級
- 一 同懲戒惠分
- 一 代言人其公證人規則ニ関スル伺 (先例アルモ)
- 一 公證人辭職願
- 一 代言人其公證人ヨリノ諸願其建議
- 一 公證人轉管願
- 一 公證人役場移轉願
- 一 判任官ノ巡回出張ニ関スル件
- 一 判任官恩給ニ関スル件

- 一 高等官病氣療養願若クハ帰省願
- 一 判任官ノ補職

丙之部

- 一 判任官ノ分課
- 一 判任官ノ會計主務官命免
- 一 收入官吏ノ命免
- 一 現金前渡ヲ受クル官吏ノ命免
- 一 立會檢査員ノ命免
- 一 會計事務取扱ノ命免
- 一 判任官死ニ届
- 一 同 病氣療養願若クハ帰省願
- 一 代言人引續免許願
- 一 同 免狀書換願

以上ノ區別アリト雖其事務ニ依リ特ニ大臣次官ノ決裁ヲ請フコトアルヘシ

Table with multiple columns and faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side.

廿九年十月八日再決裁
廿四年九月一日大臣次官經裁區分訓令於甲一七〇二号訓達

大臣決裁ノ件目

- 一會計上法律勅令ノ施行ニ関スル訓令ノ成案
- 一歳入歳出概算書ヲ大藏大臣ヘ送付ノ件
- 一歳入概算書、添付ノ金庫月額區分表全上
- 一歳入豫定計算書全上
- 一歳出豫定經費要求書全上
- 一歳入豫算ヲ各裁判所ヘ分賦ノ件
- 一各裁判所、歳出豫算分賦ノ件
- 一第一第二豫備金支出ノ件
- 一各裁判所、歳出豫算増減ノ件

但豫算ヲ増減スヘキ事實ニ付キ己ニ決裁セ
ラレシモノ、履行手續ハ次官委任ノ件目ニ
属ス

一定額金繰越ノ件

一仕拂命令發行ノ件

一仕拂請求ニ對シ給否ノ指令ヲ要スル件

一會計検査院ヨリ支出証明ニ関スル質疑ニ

對スル答辨

一歳入歳出科目ノ興廢ニ関スル件

一學生貸費金免除及ヒ返納猶豫ニ関スル件

一賠償金及違犯密告手當支拂許否ノ件

一歳入歳出外現金出納官吏認可状交付ニ関

スル件

一同検査成績報告書會計検査院へ回付ノ件
一過年度支出ノ認可ニ係ルモノ通知書令断
一出納官吏身元保証金ノ還付轉用代用及免

除ニ関スル件

一歳入計算書ヲ會計検査院へ送付ノ件

一歳出ノ決算ヲ大藏大臣へ報告スル件

一歳入ノ増減計算書ヲ大藏大臣へ送付ノ件

一五百円以上新營修繕ノ件

但豫算ノ設計ニ違ハサルモノハ次官へ委任ノ

件目ニ属ス

一官有ノ地所家屋ヲ司法部ノ所用ニ受領又ハ

民有地所家屋ヲ購買スル件

但豫算調製ノ際場所ノ認アリテ其豫定ニ

司法省

違ハサルモノハ次官、委任ノ件目ニ屬ス
一所管ノ用地及其地ト共ニ不用ニ屬セシ家屋處
分ノ件

但家屋ノミノ不用處分ハ次官委任ノ件目ニ屬ス

一地所建物ノ献納ニ關スル件

但現在ノ用地内ハ家屋ノ増築又ハ地所ノ付加
献納ニ係ルコトハ次官、委任ノ件目ニ屬ス

一次官、委任外ノ諸件

大臣ヨリ次官、委任ノ件目

一會計上法律勅令ノ施行ニ關スル疑義若クハ
心得方等ニ係ル訓令及ヒ指令

一重要ナルモノヲ除クノ外照會若クハ回答ノ

成案

一歳出豫算各目流用ノ件

一歳出過年度支出ノ件

一本省支出計算書會計検査院、回付ノ件

一送金ニ係ル仕拂命令債主住所変更處分ノ件

一仕拂命令金額外ノ誤記訂正証明ノ件

一歳出ノ返納告知書ニ對シ年度内納入ヲ了セサル
モノ處分ノ件

一債主ニ現金交付前發見シタル過誤拂處分ノ件

一仕拂命令紛失届ニ對スル証明ノ件

一歳出金月額額對照表証明ノ件

一出納官吏身元保証金納付済額下付ノ件

一本有~~限~~裁判所支出計算書並歳入調定額計算

司法省

- 一 書ヲ會計検査院へ回付ノ件
- 一 歳入ノ不納欵損及過誤納金拂込處分ノ件
- 一 金錢物品ノ辨償責任判決ニ関スル件
- 一 五百円以内新營修繕ノ件
- 一 五百円以上新營修繕ニシテ豫算設計ニ違ハサルモノ處分ノ件
- 一 官有ノ地所家屋ヲ司法部ノ所用ニ受領又ハ地所家屋ヲ購買スル件ニシテ豫算調製ノ際場所ノ認めテリテ其豫定ニ違ハサルモノ處分ノ件
- 一 地所建物ノ獻納ニシテ現在用地内へ家屋増築及地所付加ニ係ル件
- 一 區裁判所及出張所等敷地建物無賃有賃ヲ以テ民家借入ノ許否

- 一 電話器架設ニ関スル許否
- 一 官舎宿代改正ニ関スル許否
- 一 工事若クハ物品賣買ニ関シ競争入札上ニ要スル契約書案契約擔當人保証金額ノ件
- 一 本省及裁判所常用外ノ物品購買并價格制限ニ超過スル物品購買ノ件
 - 但常用外物品ハ一個ノ價五百円未満ノモノ及ヒ價格制限ニ超ル十分ノ二以内ノモノニ付テハ會計課長ニ委任ス
- 一 本省不用物品ノ賣拂ニシテ其見積價格貳百円ヲ超エルモノ處分ノ件
 - 但見積價格貳百円未満ノモノ、處分方ハ會計課長ニ委任ス

司法省

一所管人家屋不用慶分ノ件

但見積價格貳百四未滿ノモノ會計課長、委任ス

一前各項ノ外會計課長ニ委任ス其件目ハ委任ノ部ニ明記シアルヲ以テ茲ニ略ス

次官ヨリ會計課長ニ委任ノ件目

一會計法規ニ関スル伺ニシテ既ニ例規アルモノ指令案

一各省長官及各官廳ニ對スル照會若クハ回答ニシテ既ニ例規アルモノ、成案

一出納官吏任免ヲ大藏大臣ニ通知ノ件

一右印鑑中央金庫ニ回送ノ件

一出納官吏ノ任免ヲ會計検査院長ニ通知ノ件

一各地送金ニ係ル債主ノ領收証書金庫ヨリ回付ニ對スル領收証書ヲ送付ノ件

一送金仕拂命令ニ係ル發送督促等照會ノ件

一仕拂期間外又ハ金庫開庫時間外支拂要求ノ件

一旅行命令ノ件

一各廳ノ分賦豫算ニ對スル仕拂豫算訓令ノ件

一各裁判所歲出豫算ノ増減ニシテ其増減スルノ事實ニ付己ニ決裁セラレシモノ、履行手續ニ係ル件

一各裁判所歲出豫算流用攝行届ノ件

一豫算増減ニ對スル仕拂豫算訓令ノ件

- 一本省歳入調定ノ件
- 一定額戻入ノ件
- 一收入総報告書及ヒ歳入繰越額總計算書ヲ大藏省へ回付ノ件
- 一出納官吏任免届及臨時并ニ定期検査ノ検査書閲覧ノ件
- 一仕拂命令官交代並ニ代理ヲ大藏省へ通知ノ件
- 一歳入調定者委任届ニ関スル件
- 一建物ノ坪数ヲ増減セサル模様替修繕ノ許否
- 一官有地呼家屋所屬換及ヒ民有地所家屋ノ購買ニ付己ニ長次官ノ決裁セラレシモノニシテ授受手續等ニ係ル處分ノ件

- 一裁判所常用外ノ物品並價格制限ニ超過スル物品ノ購買許否
- 但常用外物品ハ一個ノ價五円未満ノモノ及ヒ價格制限ニ超ル十分ノ二以内ノモノニ限ル
- 一所管ノ家屋及ヒ本省不用物品ノ賣拂ニシテ其見積價格貳百円未満ノモノ處分ノ件

大正十一年四月
大隈侯爵寄贈

記録編纂保存規程

明治廿二年二月改定

第一條

記録課ノ保存スル記録ハ其類ヲ分チ

正輯略輯雜ノ三種トス

第二條

正輯ハ事ノ重要ニシテ後年ノ例規徴

證ニ備フ可キ文書ヲ編纂シ永久保存スルモ

トス

第三條

略輯ハ永久保存ヲ要セサルモ参考上

必要ト認ムル文書ヲ編纂シ保存期限ヲ七年

トス

第四條

雜輯ハ一時ノ處辨ヲ結了シタル文書

ヲ編纂シ保存期限ヲ二年トス

第五條

正輯略輯ノ外ニ別輯ヲ設ケ正略輯中

ニ合編シ難キモノノ圖書翰等ノ類ニ繪ヲ編製

去

ス

第六條 雜輯ハ別ニ編製ヲ要セス現本ノ儘年
度及ヒ各局課ヲ區分シテ保存ス可シ

第七條 舊幕府一切ノ記録ハ原編纂ノ儘永久
保存ス可シ

第八條 正輯略輯雜輯ノ區別ハ主務ノ各局課
ニ於テ之ヲ分テ假表紙ノ表面ニ(正)(略)(雜)ノ字
ヲ朱書シ記録課ニ送附ス可シ

第九條 會計局ノ文書ハ其種類ニ依リ會計年
度ニ從ヒ編綴シテ記録課ニ送付スルモノト
ス

第十條 正輯又ハ略輯ニ編入スル文書中難件
ニシテ再議ニ係リ或ハ他事ニ關涉シ數年ヲ

經ルモノハ其結了セシ年度ノ簿冊ニ編入ス
可シ

第十一條 別輯編製ノ方法ハ正輯又ハ略輯ノ
本紙目錄ノ次ニ別輯ニ分離シタル符票トシ
テ其種類繪圖書ヲ附記シ別紙ハ帙若クハ袋
ニ收メ本紙ノ番號件名等ヲ詳記シ本紙ト共
ニ記録課ニ送付スルモノトス

第十二條 正輯略輯ハ製冊ノ後冊首ノ白紙ニ
記録課ノ印ヲ捺シ冊尾ノ白紙ニ(總計何件紙
數何枚)記録課員某調ト記シ捺印ス可シ

第十三條 製冊ノ表紙正輯ハ淡色略輯ハ青色
ヲ用ユ可シ

第十四條 保存期限ヲ經過シ廢棄ス可キ記録

課長其主務ノ局課長ト協議ニ經伺ノ上會計
局へ引渡ス可シ

第十五條 記録ハ時々目錄ト對照シテ錯雜紛
亂セサルヲ要ス又少ナクモ毎年一回之ヲ曝
書ス可シ

記録貸借規則

明治廿二年三月改正

第一條 本省職員ニシテ事務取調或ハ參考等ノ為メ記

録ヲ官房又ハ局課中ニ攜帶シテ借覽セントスルトキ

ハ記録借用證ニ書名及テ借覽者ノ官姓名ヲ記入捺印

シ秘書官又ハ局課長局課長ヲサルトキハ高等官上席員ノ捺印ヲ受ケ記

録課保存部ニ差出ス可シ

第二條 在東京ノ裁判所職員ニシテ記録ノ借覽ヲ要ス

ルトキハ院長若クハ檢事長又ハ所長若クハ上席檢事

ノ捺事ノ捺印ヲ受ケタル記録借用證ヲ以テ記録課保

存部ニ申出ツヘシ

但シ地方裁判所職員ニシテ出京滞在中記録ヲ借覽

セントスルトキハ本省閱覽所ニ就テ閱覽ス可シ之

ヲ宿取ハ攜帶スルヲ許サス

第三條 内閣及て他官廳職責ニシテ記録ノ借覽ヲ請フ
モノアルトキハ其主務局課長ヨリ記録課長ハ照會ノ
上長官ノ許可ヲ得テ處分ス可シ

但シ一時ノ閱覽ヲ要スルモ亦本條ニ從フ可シ

第四條 記録ヲ借覽セシ者ハ必ス即日之ヲ返納ス可シ
但シ記録ノ借覽數日ヲ要スルモノト見込ミタルト
キハ其理由ヲ詳記シタル書面ヲ以テ秘書官局課長
等ヨリ記録課長ハ照會シ記録課長ハ相當ノ處分ヲ
為ス可シ

第五條 記録ノ借覽者ハ他ニ之ヲ轉貸シ又ハ廳外ニ携
帶スルヲ許サス

但シ特別ノ事由アルトキハ長官ノ許可ヲ得テ處分
ス可シ

第六條 記録ノ借覽ハ出者ノ時間ニ始リ退者定時十五
分前ニ終ルモノトス

但シ閱覽所ニ就テ閱覽スルトキハ此限ニアラス

第七條 舊幕府ノ記録ヲ借覽セントスル者モ亦前數條
ノ手續ニ從フ可シ

但シ借覽中特ニ其取扱方ニ注意ス可シ

司
法
省

宿直心得書

第一條 宿直員ハ省負退散後廳内ヲ管
守シ事故アレハ之ヲ宿直日誌ニ詳記
スヘシ

第二條 非常ノ節ハ先ツ管守スル所ノ
官印ヲ自身推乃帶シテ保護スヘク
其他各局課ヨリ預ル所ノ書類物品
ヲ保護ス可シ

第三條 宿直員ニ於テ受付タル公文ハ
左ノ通取扱フ可シ
一 大臣宛親展封書(但字要急ノ
有無ニ拘ラス)

一 大臣宛親展電報

右ハ到達ノ即時秘書官へ送付ス可シ

一 内務大臣

一 敬言保局長

一 敬言視總監

右ノ各官ヨリ到來スル必親展封書ハ

秘書官へ送付セス大臣公へ直ニ送

呈スヘシ

前記ノ外ト雖モ必親展ノ記號アル

封書ハ右同様ノ取扱ヲ為スヘシ

一次官宛親展封書及電信

右ハ到達ノ即時同官自邸へ送付ス可

シ

一 大臣宛親展ノ文字記載ナキ封書及

ヒ電信

一 單ニ司法省又ハ各局課名宛ノ電信

一次官若クハ各局課長等宛親展ノ文

字記載ナキ封書及ヒ電信

右ハ到達ノ即時開封シ其事柄至急ヲ

要スルモノハ兩官宅守ノ者へ協議不差

支様取計ヲ可シ

一 帝國議會ヨリ司法省宛封書

右ハ到達ノ即時開封シ其事ノ如何ヲ

問ハス其要領ヲ秘書官へ電話ヲ以テ

通報シ指揮ヲ待ツ可シ

一 帝國議會ヨリ大臣次官若クハ局課

長等宛封書

右ノ封書送達方ハ都テ一應大臣官舎ニ
參集ノ有無ヲ問合而シテ不在トノ報ニ
接シタルハ即時要急ノ取扱ヲ以テ各自邸へ
送付スヘシ

一各局課長參事官、秘書官宛親展ノ
封書及ヒ電信（各地方ヨリ出京中
各負モ之ニ包合
ス）

右ハ到達ノ即時封緘ノ儘其宛名ノ各
負へ送達ス可シ

但地方ヨリ出京各員ノ宿所ハ庶
務課中ニ揭示アリ

一司法大臣秘書官宛封書ハ要急

ノ有無ニ拘ハラズ直送スヘシ

第四條

總テ官職ヲ記サス單ニ姓名ノ
記ヲ記シタル封書電信共前項ニ據リ取
扱フ可シ

一封緘無之總テノ公文

右ハ其事柄至急ヲ要スルモノハ兩官宅守
者へ協議取計其他ハ翌日之ヲ庶務課へ
引渡ス可シ

一以上掲ケルモノ、外臨時急速ヲ要ス
可シト認メ其取扱上ニ差支アル揚
合ハ宅守ノ者へ協議相當ノ取計ヲ
為ス可シ

第五條

別配達ノ記號アル郵便物ヲ受

領セシトキハ本則中至急ヲ要スルモ
ノ、例ニ依リ取扱フ可シ

第六條 諸回達文ハ勿論諸達類并冊子等
回送ノ添書共其回章文ハ無遺漏謄寫
ニ置キ翌朝庶務課へ引渡ス可シ

第七條 宿直員ノ使用スル封紙状袋ノ類
ハ豫メ庶務課ヨリ受取置其使用残ノ
分ハ翌朝全課へ引渡ス可シ

但臨時蠟燭ヲ要スル場合ハ省中取締
ニ請求ス可シ

第八條 非常文ハ至急ヲ要スル場合ハ
人力車ヲ使用スルモ苦シカラス

第九條 宿直員公用ノ為メ他出シ又ハ

病氣等不得止場合ニ於テ退省セント
スル時ハ其不在中ニ係ル事務ハ臨時
玄關受付當直へ委任シ不都合ナキ様
取扱ハシム可シ

以上

明治廿七年九月

大臣官房秘書課
庶務課
全

